

## 社団法人 日本アレルギー学会 学術大会細則

- 第1条 社団法人日本アレルギー学会定款第4条第1号に基づき、学術大会は春季および秋季の2回行う。春季は春季臨床大会と称し、臨床研究や症例検討を通じてアレルギー性疾患およびその関連領域疾患の診療の進歩・向上に貢献することを目的とする。秋季は秋季学術大会と称し、基礎研究や臨床研究、並びにその交流・統合を通じてアレルギー学の進歩と診療の向上に貢献することを目的とする。
- 第2条 春季臨床大会・秋季学術大会の各学術大会会長は、総会時に行われる社員による選挙により社員の中から選出する。春季臨床大会・秋季学術大会会長選任に関する細則は別に定める。
- 第3条 学術大会会長の任期は前期当該春季臨床大会・秋季学術大会終了時に始まり、当該春季臨床大会・秋季学術大会終了時に終わる。
- 第4条 学術大会会長は当該春季臨床大会・秋季学術大会の運営にあたる。
- 第5条 本細則は平成17年10月5日から施行する。
- 第6条 本細則の改正には理事会の議を経て、総会の承認を要する。